

文書番号	インクル-19
版番号	11 版
発効日	2012. 5. 1
改正日	2024. 4. 1

# 美吉野園相談支援センター

(指定特定相談支援事業)

(指定障害児相談支援事業)

## 運 営 規 程

社会福祉法人綜合施設

美 吉 野 園

承認	確認	作成

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設 美吉野園（以下、「事業者」という。）が設置する美吉野園相談支援センター（以下、「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）及び「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月28日条例第35号）」に定める内容を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美吉野園相談支援センター
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕887-2 桜ヶ丘コーポ

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上  
相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。
- (3) 事務員 1名（常勤）  
事務員は、庶務、会計経理等の必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎日

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害者

(2) 障害児

(指定特定相談支援事業の内容)

第7条 事業所で行う指定特定相談支援事業の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

(1) 事業所は、指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施する。

(2) 事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行う。

(3) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、以下の事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間に係る提案

(4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付する。

(5) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案（支給決定内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案をいう。）に位置づけた福祉サービス事業等の担当者（以下、「担当者」という。）を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成する。

- (6) サービス等利用計画には、以下の事項を記載するものとする。
- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
  - ② 総合的な援助の方針
  - ③ 生活全般の解決すべき課題
  - ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
  - ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
  - ⑥ 福祉サービス等を提供するまでの留意事項
  - ⑦ モニタリング期間に係る提案
  - ⑧ 福祉サービス等の利用料
  - ⑨ 福祉サービス等の担当者
- (7) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付する。
- (8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (9) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接を行うほか、その結果を記録する。

(指定障害児相談支援事業の内容)

第8条 前条の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者から受領する費用及びその額)

第9条 事業者は、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により、市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支払を受けるものとする。

2 事業者は、利用者の選定により通常の事業実施地域を超えた場合は、利用者を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う場合にはそれに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 km毎に 30 円。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等)

第10条 事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は大淀町全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(差別解消)

第13条 事業者は利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置すると同時に、虐待防止委員会も設置する。職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(身体拘束等の適正化)

第15条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(ハラスメント)

第16条 事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策をおこないます。

提供した指定計画相談支援又は自らがサービス等利用計画に位置付けた指定計画相談支援等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(感染症や災害への対応)

- 第17条 事業者は、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを図るため委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などを行います
- 2、業務継続に向けた取り組みを図るためBCP計画を作成、研修実施、訓練などを行います。

(秘密保持)

- 第18条 事業所のいかなる職員も正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族などの秘密を漏らしてはならない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講ずる。
- 3 他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文章により利用者の同意を得る。
- 4 個人情報管理規程を遵守し個人情報の安全管理について法人・施設内部の責任体制を確保するための仕組みを整備し、個人情報を取り扱う法人として適正な取り扱いを確保するために法的義務を課し、個人情報がみだりに利用・提供されることや不注意な取り扱いによる漏洩、毀損の防止に努める。
- 5 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等実効的な監督体制を確保する。
- 6 事業者は利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

(苦情解決)

- 第19条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(地域との連携)

第20条 事業所の運営にあたっては、地域住民又は関係機関との連携、協力を実行等、地域との交流に努める。

(契約時の文書の交付)

第21条 障害児・者及び保護者に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供するサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第22条 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存する。

(重要事項の掲示)

第23条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(従業者の研修)

第24条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1週間以内  
(2) 繼続研修 年2回以上

(その他)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人総合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和1年 10月 1日から施行する。  
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和4年 6月 1日から施行する。  
この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

## 別表 サービスの利用料金

当事業所の相談支援利用料金は以下のとおりです。（1単位は10円）

### （1）法給付の対象となるサービス（利用契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の全てが法から給付されます。

利用者（計画相談支援）、保護者・利用者（障害児相談支援）の自己負担はありません。

#### 第1 計画相談支援費

##### 1. サービス利用支援費

機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,822単位／月

相談支援以外の障害福祉サービス等の新規・更新申請時にサービス利用を提供した場合

##### ＜算定要件＞

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
  - ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
  - ハ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
  - ニ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
  - ホ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。
  - ヘ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- 施していること。
- チ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
  - リ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることをト 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※機能強化型継続サービス利用支援費もしくは機能強化型障害児支援利用援助費もしくは機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

##### 2. 継続サービス利用支援費

機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1,558単位／月

利用者（対象者）に対してモニタリング期間に継続サービス利用支援を提供した場合

##### 3. 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）（居宅介護支援費：要介護1・2が併算定される場合）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。

（1）機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） -582単位／月

(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） - 6 3 3 単位／月

4. 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）（居宅介護支援費：要介護3～5が併算定される場合）

(1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） - 8 9 4 単位／月

(2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） - 9 4 5 単位／月

5. 介護予防支援費重複減算（指定介護予防支援：要支援1・2が併算定される場合）

機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）もしくは機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）を算定した場合に、1月につき20単位を減算する。

## 第2 障害児相談支援費

1. 障害児支援利用援助費

機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ） 2, 0 1 6 単位／月

2. 継続障害児支援利用援助費

機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） 1, 6 9 9 単位／月

## 第3 特別地域加算 + 1 5 / 1 0 0 単位

中山間地域に居住している利用者に対してサービスを提供した場合

## 第4 利用者負担上限額管理加算 1 5 0 単位／月

モニタリング期間が毎月の利用者に対して利用者負担額上限管理を行った場合

## 第5 初回加算

初回加算（障害児相談支援） 5 0 0 単位／月

以下のいずれかを満たす場合に算定

新規に障害児支援利用計画を作成する場合

前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月

までの3か月を超える場合であって、4か月以降に月2回以上、利用者の居宅に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

初回加算（計画相談支援） 3 0 0 単位／月

以下のいずれかを満たす場合に算定

新規に障害児支援利用計画を作成する場合

前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月

までの3か月を超える場合であって、4か月以降に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

## 第6 入院時情報連携加算（月1回を限度）

- (1) 入院時情報連携加算（I）※ 医療機関を訪問しての情報提供 300単位／月
- (2) 入院時情報連携加算（II）※ 医療機関への訪問以外の方法での情報提供 150単位／月

指定特定相談支援事業所等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。

## 第7 退院・退所加算 300単位／回（入院・入所中に3回を限度）

退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に加算する。

## 第8 居宅介護支援事業所等連携加算

### 保育・教育等移行支援加算（障害児相談支援）

- ①② 300単位／月（利用中は2回、利用終了後6か月以内は月1回を限度）
  - ③ 150単位／月（利用中は2回、利用終了後6か月以内は月1回を限度）
- 就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者で、保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する者で、
- ① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合
  - ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
  - ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

### 居宅介護支援事業所等連携加算

- ①② 300単位／月（利用中は2回、利用終了後6か月以内は月1回を限度）
  - ③ 150単位／月（利用中は2回、利用終了後6か月以内は月1回を限度）
- 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者に対して、
- ① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
  - ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
  - ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

## 第9 医療・保育・教育機関等連携加算

サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、指定サービス利用支援を行った場合 200単位／月

指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位／月

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（月3回を限度 同一の病院等については月1回を限度） 300単位／月

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度） 150単位／月

#### 第10 集中支援加算 ①～④ 300単位／月 ⑤150単位／月

サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの業務を行った場合

①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接すること）

②利用者及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（月3回を限度 同一の病院等については月1回を限度）

⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれで月1回を限度）

#### 第11 サービス担当者会議実施加算 100単位／月（月1回を限度）

継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

#### 第12 サービス提供時モニタリング加算 100単位／月（月1回を限度）

継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

#### 第13 行動障害支援体制加算（障害児相談支援についても同様）

##### イ 行動障害支援体制加算（I） 60単位／月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合

##### ロ 行動障害支援体制加算（II） 30単位／月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合

第14 要医療児者支援体制加算（障害児相談支援についても同様）

イ 要医療児者支援体制加算（I）月60単位／月

重症心身障害など医療的なケアを必要とする児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合

ロ 要医療児者支援体制加算（II）月30単位／月

重症心身障害など医療的なケアを必要とする児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合

第15 精神障害者支援体制加算（障害児相談支援についても同様）

イ 精神障害者支援体制加算（I）60単位／月

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性と支援技法等を学ぶ研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合かつ、利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合

ロ 精神障害者支援体制加算（II）30単位／月

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性と支援技法等を学ぶ研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合

第16 高次脳機能障害支援体制加算（障害児相談支援についても同様）

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I）60単位／月

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（II）30単位／月

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合

第17 主任相談支援専門員配置加算

イ 主任相談支援専門員配置加算（I）300単位／月

地域の相談支援の中核的な役割を担う特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事務所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事務所の従業者及び他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質向上のため指導・助言を実施している場合

□ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質向上のために研修を実施した場合

第18 ピアサポート体制加算 100単位／月

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ適切な計画相談支援等を実施するために、障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われ、その旨を公表している場合に加算する。

第19 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）

特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価する。

第20 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／回（月1回を限度）  
支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応している事を評価する。